

令和3年度 第1回

茨 木 市 住 居 表 示 審 議 会  
— 会 議 録 —

会 議 録

(敬称略)

会議の名称	令和3年度第1回茨木市住居表示審議会
開催日時	令和3年7月6日(火) 午後1時00分開会・午後1時50分閉会
開催場所	茨木市福祉文化会館 202号室
会 長	岡 絵理子
出席者	<p>[ 委 員 ]</p> <p>岡 絵理子、高村 学人、山本 博史          &lt;以上学識経験者&gt;</p> <p>森田 浩之、十河 充、旗手 環          &lt;以上関係行政機関の職員&gt;</p> <p>(以上、計6名)</p>
欠 席 者	高見 康治
事 務 局	井上副市長、岸田都市整備部長、福井都市整備部次長兼都市政策課長、 新開都市政策課課長代理兼推進係長
議題(案件)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長の選出について</li> <li>・呼称に関する町名変更の手続きについて(諮問)</li> <li>・その他</li> </ul>
傍 聴 者	なし

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○事務局	ただいまから令和3年度第1回茨木市住居表示審議会を開会する。 開会にあたり、井上副市長からあいさつを申し上げる。
○井上副市長	(あいさつ)
○事務局	感染症対策についてご説明申し上げます。各委員においては、審議会中はマスクの着用をお願いする。また、出入り口に消毒用アルコールの設置、各委員の席間隔をとる、換気を行うなどの対応を行っている。
○事務局	本日の出席状況であるが、委員総数7名のところ出席者は6名となっており、茨木市住居表示審議会条例第7条第2項の規定により、会議は成立している。  本日は、今年度第1回目の審議会のため、委員の皆様を紹介する。  (委員を順次紹介)  また、市側の出席者を紹介する。  (市側を順次紹介)
○事務局	『会長の選出について』 本審議会の会長は茨木市住居表示審議会規則第6条第1項の規定により、委員の互選により定める。委員改選後、初めての審議会ということもあり、委員の中からご推薦いただくのも難しいかと思うので、事務局より提案してもよろしいか。  (異議なし)  ご異議ないようなので、本審議会での経験年数の長い岡絵里子委員を提案する。岡委員に会長にご就任いただくことに賛成の方は、挙手をお願いする。  (全委員賛成、岡委員より了承の声あり)  全委員が賛成であるので、岡委員に茨木市住居表示審議会会長をお願いする。岡委員、会長席へご移動をお願いする。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○岡会長	<p>茨木市住居表示審議会規則第7条の規定により、議長を務めさせていただく。委員間での活発な議論と円滑な議事運営へのご協力を賜りたい。</p> <p>茨木市住居表示審議会規則第6条第3項の規定により、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理することとなっている。会長の代理を高村委員にお願いしたい。</p> <p>(高村委員より了承の声あり)</p>
○岡会長	<p>本日は、茨木市住居表示審議会規則第2条に基づき、茨木市長より諮問を受けている「呼称に関する町名変更の手続き(案)」について、調査審議し、意見を述べることとする。それでは、内容について事務局から説明を求める。</p>
○新開課長代理	<p>『呼称に関する町名変更の手続きについて』 (諮問内容について説明)</p>
○岡会長	<p>事務局からの説明は以上である。これより、諮問事項について調査審議を進めるが、コロナウイルス感染症予防への対応ということとして、短時間での議論ということであるが、活発な意見交換を考えているため協力をお願いしたい。</p> <p>森田委員にお尋ねする。郵便の関係で住居表示(呼称)の変更による影響はあるか。郵便番号の検索サービス等で問題ないか。</p>
○森田委員	<p>郵便局には郵便・貯蓄・保険の3つのサービスがある。郵便物の住所は漢字で記載するため、サービスを受ける方への影響はない。貯蓄や保険の証書に関しても漢字で表記しているので特に問題はないかと思う。郵便番号検索においても、変更に関する情報を入手すれば、速やかにホームページの更新をする。</p>
○岡会長	<p>私から事務局にお尋ねするが、「中河原」「蔵垣内」「真砂」が事例として挙げられているが、それぞれの現在の住戸数はどれぐらいなのか。旧の集落の住民がどの程度いらっしゃるのか気になっており、地域の変遷について知りたい。</p>
○新開課長代理	<p>令和2年度統計書によると蔵垣内が1,214世帯2,418人、真砂は2,822世帯6,862人、中河原は令和2年4月30日時点の住民基本台帳</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	によると 354 世帯 797 人である。変遷としては蔵垣内と真砂は旧の村から市街地が広がっていった。中河原は昔から世帯数はそれほど変わっていないが、多少の入れ替えはあるという認識である。
○岡会長	中河原は比較的小さな集落ということであるが、町内会の加入率は高いのか。そうでなければ地域の合意を得ることは難しいかと思う。
○新開課長代理	中河原の自治会加入率は 8 割を超えている。
○岡会長	提示された要件は、中河原に関しては変更を希望する場合、実現可能であるかと思う。
○福井次長	おっしゃるとおり地域の規模や人口、世帯数、自治会加入率などの地域特性を踏まえると、中河原については今回の提案内容の手続きについて可能な地域であると考ええる。
○岡会長	警察署はどのような影響が考えられるか。
○十河委員	110 番通報があると、本部の通信指令室から茨木管内の警察署に連絡がある。「なかかはら」が「なかがわら」に変わる際には、名称の周知・認識の統一をしておけば問題なく現場に行ける。他に支障はないと考える。
○岡会長	通報があった場合、「なかがわら」と言ったとしても「なかかはら」が一番似ている地名であり、他に似ている地名がないので予想がつく。変更後の呼称が他地域と似ておらず、予想がつく範囲であれば問題ないか。
○十河委員	そのとおりである。
○岡会長	法務局はいかがか。
○旗手委員	法務局には明治のころからの大字の土地台帳がある。現在廃止されており法的根拠はなくなっているが、業務上参考にしている。そちらには漢字で大字名が表記されており、読み方については一切わからない。現行のシステムには漢字で町名を入力するので呼称の変更では業務にほとんど影響がない。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○岡会長	呼称を変更した際の影響について聞いてきたが、各機関において、呼称が変わる影響はそれほどなさそうである。それでは、どのような要件で呼称に関する町名変更を認めるかについて、意見を求めたい。今の要件（案）で問題はないか。
○山本委員	事務手続きについてはハードルが低すぎてもいけないが、高すぎると問題がある。影響があるかどうかというところで、街区表示板や中河原の交差点の看板に影響があるのではないか。
○福井次長	ご指摘のとおり道路の案内標識と街区表示板にはローマ字表記がある。呼称が変更される際には道路管理者、警察に伝えて道路案内標識についてどうするのか協議する。 街区表示板は市が付け替えるが、地域の方とどこに取り付けるのか等を話し合い、一緒に進めていきたい。地域を知る機会にもなるので地域主体のまちづくりに寄与するものとする。
○岡会長	道路管理者が標識の付け替えの費用を負担するのか。
○福井次長	そうである。国道 171 号に中河原の交差点がある。手続きが進んでいくのであれば、国道であるため国と調整していく。
○岡会長	様々な機関と調整が必要である。今回の中河原町については標識も把握できる程度の数であるが、他地域だと数も多く影響が大きい可能性がある。要件に入っていないが、地元だけでなく地域への影響はどのようなものが考えられるのか。
○福井次長	想定している地域への影響は街区表示板と道路案内標識である。街区表示板は市の担当であり、道路案内標識も行政が担当であることから、取り組む過程の中で十分協議・調整することで解決できる。
○高村委員	「住居表示審議会にて呼称に関する変更手続きの審議に入る」という情報提供をどのように行うのか。一般的に審議会等についてどのように広報されているのか。 また、大字の読み方について歴史的な資料で「こう読まれていた」という裏付けがあまりなく、決め手に欠ける部分がある。大字は統治側が区切ったものであり、必ずしも近世村の村民の方々が呼んでいたものとも限らない。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○福井次長	<p>審議会の開催の周知については市の広報誌やホームページ等で行っている。今回の住居表示審議会の審議内容の結果もホームページで周知していく。</p> <p>大字の読み方についてはきっちりとした資料が残っているわけではない。例えば蔵垣内の大字名は「くらがいち」「くらがうち」と複数の読み方がある。本市の市史を編さんしたものがあり、そちらに読み方が残っている。また、古くから地域に住んでいる方のお話から知るような状況である。</p>
○岡会長	<p>他に質問や意見等は無いか。無いようであれば、審議はこれで終わりとする。本日の議論を踏まえると「呼称に関する町名変更の手続き(案)」は妥当であると思うがいかがか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
○岡会長	<p>それでは「妥当である」という内容で答申書を作成したいと思うがいかがか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
○岡会長	<p>本日の予定案件は以上である。</p> <p>これで令和3年度第1回住居表示審議会を閉会する。</p>